

国は「ばらつきの考慮」の内容と根拠の説明ができていない

6月17日11時より、国を相手とし大飯3・4号の運転停止を求める裁判の第18回法廷が、大阪地裁202号大法廷で開かれました。原告・支援者50名以上が傍聴しました。

法廷に先立ち、6月10日に原告・国双方が準備書面を提出。原告は、前回の準備書面(14)で「基準地震動及び耐震設計方針に係わる審査ガイド」(以下「審査ガイド」)の「3.2.3 震源特性パラメータの設定(2)」についての国の解釈に反論。今回の準備書面(15)では、この問題について追加の主張を行いました。一方、国が提出した第13準備書面は、原告準備書面(14)に反論しています。



法廷後の報告・交流会

法廷では、武村二三夫弁護士が、準備書面(15)の内容を以下のように説明しました。

「経験式が有するばらつき」に関し、国は「ばらつき」のことを意図的に「誤差」と言っているがそれは間違いです。「誤差」と言う場合、真の値があることになるが、経験式は真の値を求めるものではなく、「ばらつき」のある観測データの平均を求めるものです。「ばらつき」のあるデータに対して、安全側に考慮することが重要になります。しかし、「ばらつき」の意味を意図的に矮小化するために「誤差」という全く異なった概念を使って説明しています。

次に、国は「経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」とは「経験式とその前提とされた観測データの間の乖離の度合いを踏まえて、当該経験式を適用することの適否について十分に検討する必要がある」としてしています。しかし、「度合い」がどうであれば、どのような検討をするかというようなことを全く述べていません。つまり、国は「ばらつきの考慮」とは何かについて一応述べてはいるものの、その内容や根拠を全く説明できていないのです。

また、審査ガイドは「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであるから」と「ばらつきを考慮」する根拠を明確に示しています。しかし、国の論理の中にはこの根拠が全く組み込まれていません。国は審査ガイドと全く異なることを言って説明しようとしているのです。

武村弁護士はこのように、審査ガイドをねじ曲げる国の安全無視の主張を厳しく批判しました。

国から反論は無く、次回の話になり、冠木弁護士が「国の今回の書面は今までと同じような内容なので、原告の主張をもう少し分かりやすく説明する書面を提出します」と述べました。国も追加の主張があれば行うことになりました。次回期日は9月21日(水)11時に決まりました。

その直後、原告が「国は言うことはないのですか」と発言したところ、裁判長は原告に向かって「もう終わりましたから」と述べ、そのまま閉廷としました。

法廷終了後、大阪弁護士会館にて報告・交流会を行いました。冠木弁護士が今回の法廷の内容等について解説。事務局より、焦点となっている高浜1・2号寿命延長認可をめぐる情勢について報告。島崎邦彦・前原子力規制委員長代理の指摘については、これまで原告が主張してきたことそのもので、指摘によりそれが本当に公のものになってきたこと等が紹介されました。電気ケーブル劣化や熊本地震を踏まえた耐震性の問題について報告があり、活発な討論がなされました。また、京都北部など各地の取り組み紹介や、6月後半の京都北部等の福祉施設訪問、29日の老朽炉廃炉を求める署名の提出・院内集会等々、当面の活動についてさまざまな報告がありました。

今回も傍聴は抽選の必要な人数に至りませんでした。今回は満席にし、熊本地震が示した危険性を無視する国の姿勢は許せないと、原告・支援者の意気を裁判所に示しましょう。